

認証評価の現状と今後の課題

山本 崇晶・清永 敬文・山本 敦子・皆 真希

- I はじめに
- II 2007年度の法科大学院認証評価
 - 1 日弁連法務研究財団
 - 2 大学評価・学位授与機構
 - 3 大学基準協会
- III 評価上問題となる事象
 - 1 法科大学院の直面する問題
 - 2 専任教員の不足等
 - 3 司法試験対策について
 - 4 評価判定の課題
- IV 認証評価制度の課題—よりよく機能するために
 - 1 認証評価が果たすべき機能とは
 - 2 評価結果を教育改善につなげる仕組み
- V 認証評価基準ごとの取り組み事例
 - 1 認証評価対象校
 - 2 各法科大学院の取り組み例
 - 3 おわりに
- VI 資料編（各分野・基準ごとの評価結果）

I はじめに

2007年度は、法科大学院にとって節目の年であった。2004年4月開校組の68校の法科大学院は、3年間の設置計画期間を経て、文部科学省の行政指導の軛を離れ、各校がそれぞれカリキュラム等に工夫を凝らして法曹養成教育に取り組むこととなった。そして、その取り組みを認証評価機関が評価し社会に公表することを通じて、「教育の質が保証されその改善が促進される」という段階に入ったのである。2007年度には、三つの評価機関により22校の評価がなされ、2006年度の2校と合わせて、累計24校が評

価を受けたこととなった。うち5校が「基準不適合」との評価を受けた他、3校が再度評価を受けることを評価機関から要請され、1校が改善状況の継続的な報告を評価機関から求められることとなった。

2008年度は44校が評価を受ける見込みであり、5年以内毎に1回という認証評価の第1サイクルがピークを迎える。

本稿では、2007年度の評価の中で指摘された具体的な問題点のいくつかについて論じるとともに、評価報告書に記載されている各法科大学院の取り組み事例をまとめて紹介する。また、認証評価制度がよりよく機能するための課題について論じる。

II 2007年度の法科大学院認証評価

1 日弁連法務研究財団

財団法人日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）は、2007年度上期に4校（久留米大学、立教大学、大東文化大学、國學院大學）、下期に7校（西南学院大学、福岡大学、獨協大学、明治学院大学、創価大学、立命館大学、愛知大学）の、計11校の法科大学院について認証評価を実施し、その結果をそれぞれ2007年10月10日、2008年3月26日に公表した¹。11校のうち10校は評価基準に適合していると評価したが、愛知大学法科大学院については、司法試験受験準

1 財団のホームページ http://www.jlf.or.jp/work/dai3sha_find.shtml

備に過度に偏重した科目が開設されていたことなどから、カリキュラム分野の評価基準を満たしていないという理由により「基準不適合」と評価した。また、基準適合とした10校のうち3校については、評価時点では基準に適合しているけれども、必ずしも安定しているとはいえない面があると判断した分野に限って、2年以内に再度財団の評価を受けることを要請した。具体的には、久留米大学法科大学院については成績評価の分野、大東文化大学法科大学院についてはカリキュラム分野、獨協大学法科大学院については教員体制の分野で、再評価を要請した。なお、財団の場合、評価結果について異議申立の制度が用意されている。下期に評価を実施した7校のうち、愛知大学法科大学院からは異議申立があり、第2審に相当する認証評価評議会でも審議されている。もちろん、異議審査結果も公表される。

なお、財団は2006年度にも2校（駒澤大学、早稲田大学）の評価を実施して結果を公表しており、累計で13校の評価を行ったことになる。

2 大学評価・学位授与機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、2007年度に9校（北海道大学、千葉大学、一橋大学、新潟大学、金沢大学、香川大学、熊本大学、上智大学、専修大学）の法科大学院の認証評価を実施し、2008年3月27日にその結果を公表した²。9校のうち5校は評価基準に適合していると評価したが、4校については「基準不適合」と評価した。具体的に問題として指摘された事象は以下の通りである。

北海道大学法科大学院については、法学未修者（既修者コース併願）の選抜において、法律科目試験の成績を考慮している点が問題

とされた。

千葉大学法科大学院については、成績評価のあり方（不可とされた科目につき翌年度の筆記試験の結果と前年度の平常点等を合わせて単位認定を行っている点、正課外に行われた“特講”の成績を考慮して成績評価を行っている科目があった点）、及び法学既修者認定（既修者に対して、法律科目試験に含まれない科目「法情報基礎」の単位を取得しているものとみなしている点）が問題とされた。

一橋大学法科大学院については、法律基本科目の一部につき授業クラスの数が多いという点が問題とされた。

香川大学・愛媛大学連合法科大学院については、ある法律基本科目の授業を担当する教員が、その教育研究業績等からみて、その科目を適切に指導できる体制に無い点が問題とされた。

3 大学基準協会

財団法人大学基準協会（以下「協会」という。）は、2007年度に2校（慶應義塾大学、法政大学）の法科大学院の認証評価を実施し、その結果を2008年3月24日に公表した。2校とも基準適合と評価したものの、このうち慶應義塾大学法科大学院については、「元審査委員による司法試験問題漏洩疑惑」に関連し、再発防止策の履行状況を検証するため、2012年度まで毎年、同大学の定めた「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」の遵守状況に関する資料、同大学の設置した「再発防止委員会」での審議状況に関する資料、「再発防止外部調査委員会」の調査報告書を協会に提出するよう要請した³。

2 機構のホームページ http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/hyouka/h19/index.html

3 協会のホームページ http://www.juaa.or.jp/accreditation/law/result_2007.html

Ⅲ 評価上問題となる事象

1 法科大学院の直面する問題

2007年度の評価で問題とされた事象には、入学者選抜（未修者選抜での法律知識考慮、既修者認定での認定試験と認定科目の整合性）、教員体制（専任教員の科目適合性）、カリキュラム（法律基本科目偏重）、授業（少人数教育のためのクラス規模）、成績評価（厳格性）などがある。その中で、多くの法科大学院で問題となりうるものとして、「専任教員不足」と「司法試験対策シフト」の2点を挙げることができる。いずれの点も、法科大学院数やその学生定員の数に照らして研究者教員の絶対数が不足していることや、新司法試験の内容や合格者数といった、法科大学院を取り巻く環境にも原因のある問題である。しかも、近い将来この状況が劇的に改善されるという見通しがあるわけでもなく、当面の間、多くの法科大学院の頭を悩ます問題であることに間違いない。

以下に、2つの問題点について、評価にあたってどのようなことが具体的に論じられているのかを、財団の場合を中心に紹介する。

2 専任教員の不足等

(1) 専任教員の欠員

どの評価機関の評価基準においても、必要な専任教員の員数が設定されている。財団の基準では、学生15人に対し専任教員が1人以上いることと、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の各科目毎に最低1人の専任教員がいることを求めている（入学定員が100人以下の法科大学院の場合）⁴。

設置の際には専任教員の員数は文部科学省

によって厳しくチェックされたが、その後、法科大学院を離れて法学部や法科大学院以外の大学院に戻り研究生活に入る方、リタイアされる方、健康上の理由等で辞められる方がいる。一方で法科大学院の教員を養成する基盤が整備されているわけではなく、新たに法科大学院の専任教員になる“予備軍”が十分に控えているわけではない。さらに教員の法科大学院間の移動もある（いわゆる“引き抜き”によるものもあるようである）。このため、特に小規模の法科大学院で必要最小限の専任教員数で運営している場合、必要な専任教員数に欠けている状態（欠員）が起こりがちである。しかも、補充は容易ではない。半年や1年という期間、専任教員の欠員が続くこともある。

評価機関として、これをどう評価するか。評価時点で専任教員の欠員があれば、基準不適合が原則であろう。ただ、「評価時点」をどの時点とするか（財団は原則として「現地調査の最終日」を評価の基準時としている）、形式的には評価時点では欠員が生じているが、評価直後に補充されることが確実な場合に取って「不適合」と評価するか、という問題はある。

より実質的な問題は、仮に評価時点では欠員が生じていなかったとしても、過去に相当の期間、専任教員の欠員があった場合に、どう評価するかという点にある。現に欠員が無い以上、「不適合」ではないのだが、欠員が生じていた期間、学生は十分な教育を受ける機会を逸していたわけであり、実害が生じる。たとえば刑事訴訟法の専任教員が不在であれば、その間学生は「その分野に精通した教員が常駐していて質問等に答えてくれる」状態を享受できない。また、専任教員が不在の分

4 なお、入学定員が101人以上200人未満の法科大学院では、民法に関する分野を含む少なくとも3分野については2人以上、入学定員が200人以上の法科大学院では、公法系の分野4人、刑事系の分野4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人の専任教員が必要であるとしている。

野はFD活動（教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み）も不十分になる。

「過去の専任教員の不在」をどう評価するかについては、専任教員が欠員に至った事情、不在期間の長さ、補充のための努力、不在期間の学生に対する手当て等を総合的に考慮して判断するという考え方もありうる。また、学生の被る不利益を考慮すると、欠員の生じた事情や補充のための努力は考慮すべきでないという考え方もありうる。いずれにしても、欠員期間に学生に対する手当てがどの程度なされていたかは、大きなポイントではなからうか。さらに検討を要する問題である。なお、この点は、評価基準の充足を点で見るのか期間全体に亘って見るのかという、評価基準の基本的な考え方に関わる問題であり、今後の基準の改善の際に十分検討する必要がある。

（２） 法律基本科目の教育体制

上述のとおり、財団の評価基準では、法律基本科目の各科目毎に少なくとも1人の専任教員を配置することを法科大学院に求めている。これは、少なくとも法律基本科目は専任教員が腰を据えて手がけるようにすることが必要であること、仮に非常勤教員が一部の授業を担当にしても、専任教員が“科目主任”のような立場で中心となって科目系毎のFD活動を進め、全体として学生には適切な教育が提供されることを期待したものである。ところが、現実には、法律基本科目であっても、専任教員が授業を担当する場合に比較して非常勤教員が授業を担当する割合は決して少なくない。しかも、非常勤教員のFD活動への参加は十分でないところが多い。果たして「各科目少なくとも1人の専任教員」が評価基準として十分か、検討する必要がある。

また、その科目で唯一の専任教員が実務家教員である場合、科目によっては、適切な教育体制と評価できるか検討する必要がある。

授業内容やFD活動の実態をしっかりと評価するのみならず、教員体制としてどうかという点も、検討する必要があるはしないか。これも、教員体制の評価基準を改善する場合の課題といえることができる。

（３） 専任教員の定義

以上のとおり、教員体制については、どの評価機関にも、専任教員の員数を中心に設定した評価基準がある。設置基準においても同様であった。しかしながら、そもそも「専任教員」とは何か、という定義は、必ずしも明らかでない。設置認可の場合の専任教員の適格性審査は、主に教育業績、研究業績、実務業績等の、いわば教育能力の評価部分に中心をおいてなされていた。法科大学院の運営やFD活動等にどれくらいしっかりと関与しているか、取り組んでいるかということは、少なくとも専任教員の適格性を評価判定するに際しての中心課題ではなかった。

一方、実務家専任教員については、本来は専任教員とは認められない者であっても、①「一年につき6単位以上の授業科目を担当し」、かつ②「教育課程の編成その他の法科大学院の運営について責任を担う者」であれば、専任教員とみなすことができる、とされている⁵。いわゆる「みなし専任教員」と称される教員である。とすれば、「みなし」でない通常の専任教員も、法科大学院の運営に全面的に関与し責任を担っている必要があるのではないか。具体的には、教授会への出席や議決の権利・義務や、出講数、常勤といえる程度に法科大学院に出ていることなども、専任教員数の評価に際し考慮すべきではないか、という問題である。この点は、大学の自治との関係や、評価基準の作り方や評価方法も合わせて十分検討する必要がある問題である。

5 2003年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第2条第2項

3 司法試験対策について

(1) 法科大学院の司法試験対策

新司法試験が、法科大学院の教育の成果を確認する試験であることからすれば、法科大学院で本来なすべき法曹養成教育をしっかりと実施することが即ち司法試験対策であるということになる。しかしながら、司法試験の合格者数が事実上制限されており、競争試験の色合いが強くなれば、建前はともかく、法科大学院の教育活動が「司法試験に合格すること」に集中する傾向が出てくる。それは、司法試験に直接役立つことに資源を集中することであり、直接役立たないことからできるだけ手を抜くという姿勢である。

具体的な事象としては、(a) いわゆる答練を行うこと、(b) 法律基本科目以外の科目に分類しているが実質的には法律基本科目の内容を教えていること（いわゆる「隠れ法律基本科目」の問題）、(c) 法律基本科目の時間延長、(d) 強制的な補習・補講を行うことなどがある。

これらの司法試験対策をどのような態様で行うかは、法科大学院のカリキュラムの中で司法試験対策を実施する態様と、法科大学院の外で実施する態様が考えられる。

法科大学院のカリキュラムの中で実施している場合には、カリキュラム上、司法試験と類似の問題について答案作成と講評を繰り返す内容の科目が設定されているなど、カリキュラムそのものが司法試験対策に偏った形で構成されている場合などがある。法科大学院の外で実施している場合としては、法科大学院の外に組織を作り、そこで司法試験に向けた対策を行う方法などがある。

法科大学院の関与の仕方としては、法科大学院の教員が一定程度その組織に関与する、法科大学院のチューターやティーチング・アシスタントが実施する、予備校に委託をする、

予備校に教室を貸すといった場合が想定される。

(2) 評価にどう反映するか

法科大学院の「受験指導に過度に偏重した教育」の問題点は、文部科学省の中央教育審議会法科大学院特別部会での整理が行われているところであるが⁶、認証評価においてどう取り扱うかは、必ずしも明確にはなっていない。

財団の評価基準は、「司法試験対策をしていること」を正面からマイナス評価する形にはなっていない。本来なすべき教育活動の評価が低くなるという形で対応している。司法試験対策が行われていた場合に、問題となりうる評価基準としては以下のものが挙げられる。

まず、カリキュラムについて、評価基準では、学生が法律基本科目のみならず法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目もバランスよく履修することを求めている。しかしながら、科目設定において、展開・先端科目という名称ではあっても実質的に法律基本科目と認定せざるを得ない科目が多数存在するような場合、法律基本科目に過度に偏った履修になる可能性があり、「カリキュラムの科目群バランスが悪い」と評価することになる。

また、評価基準では、カリキュラムが法曹養成に向けて体系的・効果的に整えられていることを求めている。しかしながら、司法試験受験対策に主眼をおいたカリキュラムの場合、例えば1年次では一方的講義による知識の詰め込み、2年次では試験問題に対する答案構成（論点摘出と自説展開・あてはめ）を行い、3年次では時間を決めて答案の形に仕上げる練習をする、ということを全法律基本科目について行うというようなカリキュラム構成は、果たして法曹に必要なマインドやスキルを養成するカリキュラムになっているの

6 司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告） 平成19年12月18日

か問題となるであろう。

さらに、評価基準では、学生の年間の履修登録単位数の上限を規定している。これは学生の自学自修の時間を確保する趣旨のものである。法科大学院によっては、法律基本科目について相当量の補習を実施している場合がある。法律基本科目偏重の一つの表れであるが、事実上出席が強制されるような補習や補講により、学生の自学自修に充てる時間が不十分となっているような場合にこの評価基準で問題となりうる。さらに、授業を評価する場合、もっぱら答案作成の技術が適切であるかや知識の詰め込みといった司法試験対策に過度に偏った内容の授業を行っている場合は当然低い評価になるし、そもそもそういう授業を行う科目に法科大学院の修了要件単位を認めていいのかという問題にもなる。

最後に、「法曹に必要なマインドとスキルの養成を適切に計画し実施していること」という評価基準がある。法科大学院とは別の組織により司法試験受験対策が実施されていることで、法科大学院による法曹養成が全体として非常に低調になっている場合は、ここで低い評価を受けることとなる。

4 評価判定の課題

今回挙げた点は、各認証評価機関に共通する問題点でもある。各評価機関の評価基準や判定の考え方は必ずしも同じではないが、法科大学院の認証評価の改善に向けて、評価機関間で意見交換を行うことも有益なのではないかと思われる。

IV 認証評価制度の課題

一 よりよく機能するために

1 認証評価が果たすべき機能とは

今年度、三つの認証評価機関の認証評価結果が出揃った。また、初めての基準不適合という結果も出ている。

認証評価は、法科大学院が法曹養成の中核的教育機関としての専門職大学院であることに鑑み、法科大学院教育研究活動の充実・向上を図る目的で設けられている。今後は、認証評価が所期の機能を果たしているかの検証も必要となると思われる。

以下は、現状で考えられる今後の認証評価の課題を述べる。

2 評価結果を教育改善につなげる仕組み

法科大学院が認定評価機関により基準不適合と評価された場合、文部科学省が当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求め、その結果を踏まえた文部科学省の行政指導や処分によって、改善が図られることが予定されている。

この場合、文部科学省の取り組み内容にもよるが、法科大学院は、制度上は不適合とされたまま5年間過ごすこともありうる。この間に法科大学院の自己改善改革がどの程度行われるかがポイントとなる。

また、基準適合の認定を受けた法科大学院は、次に認証評価を受けるまでの間、自ら自己点検を行い絶えず改善していくことが期待されている

そして、認証評価機関としてと、認証評価を実効性のあるものにする制度として、これら法科大学院自らの改善を促し、あるいは支えるための仕組みを充実させていくことを、今後検討していかねばならない。

この点、協会は、評価結果に「勧告」や「助言」を付した場合、法科大学院は原則として2年以内に「改善報告書」を協会に提出しなければならないとしている。また、機構は、「追評価」という制度を設けている。これは、法科大学院に、基準を満たしていないと判断された場合、評価実施年度の翌々年度までに、その基準に限定して評価を受けることができるとするものである。

財団では、再評価要請という仕組みを用意している。これは、財団が評価対象法科大学院のある分野の基準適合性に不確実性をうかがわせる要素があり、後日、当該分野の状況を確認する必要があると判断した場合に要請するものである。これは評価対象法科大学院と財団との間の評価委託契約に規定されている。

これらが、法科大学院の教育研究活動の改善に向けて、どう機能するのか。また、「法科大学院が不断に社会の評価を受けるシステム」としての、追評価や改善報告書のより効果的なあり方など、今後検討していくべきであろう。

V 認証評価基準ごとの取り組み事例

1 認証評価対象校

当財団では、次のとおり、法科大学院の認証評価を完了し、その評価報告書を公表している。

【平成18年度後期（秋学期）】

駒澤大学大学院法曹養成研究科、早稲田大学大学院法務研究科

【平成19年度前期（春学期）】

大東文化大学大学院法務研究科、立教大学大学院法務研究科、久留米大学大学院法務研究科、國學院大學大学院法務研究科

【平成20年度後期（秋学期）】

西南学院大学大学院法務研究科、福岡大学大学院法曹実務研究科、獨協大学大学院法務研究科、明治学院大学大学院法務職研究科、創価大学大学院法務研究科、立命館大学大学院法務研究科、愛知大学大学院法務研究科

本稿では、これら13校の評価報告書を基に、当財団の評価基準に沿って、各法科大学院における様々な取り組み例を適宜取捨選択して取りまとめることとした。

2 各法科大学院の取り組み例

第1分野

1-1-1 法曹像の周知

【法曹像の明確性】

- ・ 建学の精神や沿革史的な特性も踏まえて明確な法曹像を掲げている。
- ・ 司法制度改革の理念、当該法科大学院の立地条件、地域社会の抱えている課題や要請等を踏まえて、明確な法曹像を掲げている。
- ・ 教育内容との関係で明確な法曹像を掲げている。
- ・ 法曹資格を前提とする狭義の法曹以外の進路も肯定的に推進する点に特色がある。

【周知方法・媒体】

(教員への周知)

- ・ ホームページ
- ・ パンフレット
- ・ ニュースレター
- ・ 教授会・FD会議等での議論（特に入学者選抜での面接内容の検討・議論）
- ・ 兼任教員・非常勤教員も対象とする打合せ・懇談会
- ・ 新任教職員に対する着任直後の説明会
- ・ 授業方法の工夫・実践（養成しようとする法曹像を前提として具体的な授業方法を工夫し、実践することによって、教員及び学生の中で明確な法曹像を確立させている）
- ・ 教員アンケート（目指す法曹像について教員アンケートを実施し、当該法科大学院の目指す法曹像の深化を図っている）
- ・ 設置趣意（文部科学省に対する設置申請の際の設置趣意を全専任教員に配布してい

る)

(学生への周知)

- ・ ホームページ
- ・ パンフレット
- ・ 入学式における法科大学院長祝辞・挨拶
- ・ 合格者・入学者に対するガイダンス
- ・ 履修要項、学生便覧
- ・ 履修モデル、履修科目選択や進路選択の指導・助言
- ・ 学風とカリキュラムの全体像
- ・ 各界の第一線で活躍する法曹を招いての講演会
- ・ 授業方法の工夫・実践（養成しようとする法曹像を前提として具体的な授業方法を工夫し、実践することによって、教員及び学生の中で明確な法曹像を確立させている）

(社会への周知)

- ・ ホームページ
- ・ パンフレット
- ・ 紀要
- ・ 入学希望者に対する説明会
- ・ 新聞、雑誌等
- ・ 駅構内の広告
- ・ 文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択されたプログラムの一環として開催されたシンポジウムや同プログラムの年次報告

1-2-1 自己改革

【組織・体制の整備】

- ・ 全学の自己点検・評価委員会があるほか、法科大学院独自の規程に基づく自己点検・評価委員会があり、両者の連携・調整が図られている。
- ・ 外部からの意見を聞くための国内外の有識者からなる委員会が設置されている。
- ・ 自己点検・評価委員会に外部委員（弁護士）が入っている。

【組織・体制の機能度】

- ・ 全学について自己点検・評価報告書が作成されるほか、法科大学院についても自己点検・評価報告書が作成されている。
- ・ 開講クラスの増設、教育評価に関するFD活動のあり方等を議論している。
- ・ 入学試験、成績評価や修了認定、カリキュラム編成、定期試験答案の返却と解説の実施、学期の中間でのアンケート実施等様々な点で改革が実現している。

【公表】

- ・ 認証評価の際に作成した自己点検・評価報告書及び認証評価報告書をホームページ上で公表する。

【その他】

- ・ 意見箱、オフィスアワー、授業評価アンケート、学生委員、教員学生懇談会、教員学生連絡協議会等を設けて、自己改革に役立てている。
- ・ 年に一度、教員・事務職員と学生との意見交換会を行い、多岐にわたる諸問題につ

いて、学生の要望・要求を収集し、教育施設・学習環境の充実及び教育方法・内容の見直し等に取り組んでいる。

1-3-1 情報公開

【公開されている情報】

- ・ 当該法科大学院の特色、理念、基本方針
- ・ 教員紹介（研究・教育実績等を含む）
- ・ カリキュラムの概要、履修モデル、授業時間、試験時間
- ・ シラバス
- ・ 修了要件
- ・ 留学制度
- ・ 学費、奨学金等経済支援
- ・ 入学者選抜の基本的考え方・方法・受験資格・過去の入試データ等
- ・ 在籍者数
- ・ 施設、設備その他学習環境
- ・ 構内案内図
- ・ 在学生の体験談
- ・ 当財団の認証評価のために作成された自己点検・評価報告書
- ・ F D活動の内容

(以下は学内のみ)

- ・ 科目登録の手引き、時間割表、科目配当表等
- ・ 学位
- ・ 成績評価、単位認定
- ・ 各年度の活動
- ・ 学生の授業評価アンケート結果及び担当教員のコメント・自己評価
- ・ 成績優秀者、数種類のG P Aの平均値及び上位5名の氏名等
- ・ 入試成績（本人のみ）

【公開されている媒体】

- ・ ホームページ
- ・ 法科大学院のパンフレット
- ・ 紀要
- ・ 新聞広告、雑誌記事
- ・ 入試説明会、入学予定者説明会
- ・ 学内誌
- ・ 履修要項、学生便覧
- ・ コンピュータネットワークを利用する教育支援システム
- ・ 入試要項
- ・ ニュースレター
- ・ F D活動年次報告書

【学内外からの評価や改善提案への対応】

(学内)

- ・ アンケートやヒアリング、オフィスアワーでの申入れや随時の事務室への申入れ等で受け付け、結果が目に見える形で表れている。
- ・ 電子メールで受け付け、そのまま執行部に転送され、随時回答を行っている。
- ・ 目安箱への投書はすべて運営委員会及び教授会で回覧され、必要に応じて掲示板に回答を掲示している。

(学外)

- ・ ホームページ上に電子メールアドレス、電話番号、FAX番号、住所、対応窓口(部署)等を掲載し、連絡先を明確にしている。
- ・ 質問等の内容ごとに回答責任者をあらかじめ決めている。

1-4-1 管理運営(1)〈法科大学院の自主性・独立性〉

- ・ 法科大学院が学部と同格に扱われ、法科大学院教授会において、カリキュラム、新任教員の採否等の人事、予算を伴う事項等を審議し、最終決定している。
- ・ 学校法人としての重要事項は全学の理事会が決定するが、法科大学院の教育活動及び人事については、法科大学院教授会の決定が理事会で覆されることはなく、法科大学院教授会の決定どおりに承認される慣行が確立している。

1-4-2 管理運営(2)〈学生への約束の履行〉

(特になし)

1-5-1 特徴の追求

- ・ 法科大学院の目的を明確に設定し、そこから、「理論と実務の架橋」を追求すべき特徴とし、そのために、①地元弁護士会との提携、②少人数制の丁寧な指導、③研究者教員と実務家教員との協力による授業運営、④リーガル・クリニックやエクスターンシップ等の臨床教育の強化を行っている。
- ・ あらゆる分野で質の高い法曹を養成する「全方位型法科大学院」を特徴とし、そのために、①養成対象として狭義の法曹のみならず法曹資格を持った公務員、企業法務担当者等も想定し、各分野の第一線で活躍している法曹等による講演会を開催し、学生たちに将来のイメージを形成させる、②多くの専門分野の科目を開設してあらゆる分野の法曹養成に対応できるようにし、とりわけ臨床科目に力を入れる、③外国のロースクールと学生の交流協定を締結し、学生が留学できる制度を用意する、④3年制コースを中心とする、といった工夫をしている。
- ・ 研究者教員・実務家教員・中堅弁護士の共同授業を多くの講義で導入するなど、特徴の追求のために相当の努力を払い、また、相当に高い教育効果を上げている。
- ・ 大学自体が東アジア地域との交流を盛んにしてきた歴史を持つことから、東アジア地域に関連する科目を開設し、東アジア地域から当該法科大学院の専任教員や非常勤教員を招聘している。
- ・ 社会人に開かれた法科大学院を特徴とし、そのために、平日夜間及び土曜日に多くの授業を開講し、1年間の履修登録・進級要件の単位数を緩和した長期履修制度を設け、学生からの意見に基づき授業時間帯を繰り下げるなど柔軟に組織的に対応するなど、有職社会人に配慮している。
- ・ 地域に根差したホームロイヤーの養成を特徴として追求し、地域に関する問題を3つの群に分け、展開・先端科目群をこの3群に再構成・分類したり、法科大学院棟内

に設置された公設法律事務所と提携してリーガル・クリニックを実施するとともに教員・指導弁護士・受講学生による合同研究会を行ったり、地域自治体・医療機関とのネットワークを構築したりしている。

- ・ 建学の精神に基づく教育を特徴として掲げ、学生の受入れ、カリキュラム構成、臨床教育の実施等、様々な場面で積極的に実践・追求している。
- ・ ジェンダーの視点を特徴として掲げ、「ジェンダーと法」という科目を開設したり、女性と人権に特化した法律相談に当たるリーガル・クリニック科目を開設して臨床心理士を養成している他の研究科と連携したりしている。
- ・ 地域貢献を特徴として掲げ、弁護士過疎地域に赴任する志のある学生に対する奨学金制度を設け、実際に弁護士過疎地域に赴任した場合に返還を免除することとしている。
- ・ 特徴を明確に掲げ、取り組みの効果の検証や運用の改善を行って特徴の追求に向けた努力をしている。

第2分野

2-1-1 入学者選抜（1）〈入学者選抜基準等の規定・公開〉

【選抜基準・選抜手続】

- ・ 前期入試と後期入試との2回にわたって入学者選抜を実施し、多様な判断材料をもとに、多様性ある学生を獲得するための試験制度設計がなされている。
- ・ 養成しようとする法曹像や教育理念・目的に適合した学生受入方針、選択基準及び適合基準を規定している。
- ・ 養成しようとしている法曹像にあわせ、小論文と面接の比重を重くしている。
- ・ ①グループディスカッション型面接制度、②考えるヒント付き小論文、社会人・非法学部優遇制度を採用している。
- ・ 選考結果を入学後の成績等から検証し、入学者の選抜制度の改善に反映させようと試みている。

【選抜基準及び選抜手続の公開】

- ・ 入学試験過去問題集の冒頭にポリシーとともに、審査・評価の方針が詳細かつ明確に示されている。

2-1-2 入学者選抜（2）〈入学者選抜の実施〉

- ・ 入学者選抜は、入試要項、パンフレット等に定められた基準及び手続に従い、公平かつ公正に実施されている。
- ・ 受入方針を設定し、それに合致した入学者選抜を実施している。
- ・ 採点を複数で行うなど入学者選抜が適切に実施される取り組みがなされている。
- ・ 不合格者からの成績の照会に対応している。
- ・ 入試問題・入学者の論文答案等を保管し、入学者選抜が適切に実施されたことを検証できるようにしている。
- ・ 特に、面接試験について、専門分野や教員の属性（研究者教員と実務家教員）が偏らないように面接委員の構成に配慮している。
- ・ 恣意的な評価がなされないようあらかじめ設定された評価項目及び段階評価に基

づき実施している。

- ・ 事前に教員に対する説明会を開催し、詳細な資料に基づく説明が行われている。
- ・ 書類選考、小論文及び面接による評価は、複数の試験官により行われているほか、一定の評価をする場合には試験官全員による再度の協議又は教授会の確認を要するものとしている。

2-2-1 既修者認定（1）〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

- ・ 「既修者認定試験の得点と入学後の各科目の成績との有機的関連性」という観点から、試験結果の検証を図っている。
- ・ 一定数の法律科目の試験ですべての科目が60%に達している場合にのみ法学既修者としている。
- ・ 既修者選抜試験の選抜基準及び手続をパンフレット、学生募集要項、ホームページに記載する方法で公開している。
- ・ 法学既修者の選抜基準を「同法科大学院において1年次配当の必修科目を履修したものと同程度の法律知識を有する者であること」に置き、単位認定対象科目に対応する6分野につき6科目の筆記試験から構成される既修者認定試験を実施し、その合格者に未修者1年次の必修科目30単位を修得したのものとして単位認定する方法を採用している。

2-2-2 既修者認定（2）〈既修者選抜の実施〉

- ・ 法律科目試験の問題作成段階で各科目とも複数の教員によって問題の公平性などをチェックしている。
- ・ 採点の段階でも、各科目で採点基準を示した上で、必ず2名の教員が独立して採点・評価を行い、それを合算した上で平均点をとる形で得点を算出している。
- ・ 採点教員間の採点の開きが大きい場合には、再度答案を検討し、採点ミスがなかったかを確認している。

2-3-1 多様性〈入学者の多様性の確保〉

- ・ 「社会人特別入学試験」を実施し、自己推薦書と経歴に関する資料を提出させ、多様な人材を集めるべく多様な資格を評価の対象に含めている。
- ・ 面接試験で、職業上、社会活動上の経験や実績等を審査している。
- ・ 「法学部以外の学部出身者」「実務等の経験のある者」について、当評価基準の趣旨に沿って適切に定義している。
- ・ 社会人を含めた多様なバック・グラウンドを持った人材を受け入れるために、入学者の選抜において、法学既修者枠・未修者枠・社会人枠等を設けない「一元的な入学者選抜方式」を採用している。
- ・ 幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮できるように、書類審査と面接のみによる選抜を行っている。
- ・ 社会人・他学部優遇制度を設け、志望理由確認において、面接担当教員が、志望理由の確認の点数を一定限度で加点できるようにしている。
- ・ 社会人特別選抜入試制度を導入し、受験資格として通年7年以上の勤務期間と出願時に在職していることを求め、実務経験が確実に定着し、しかも実務経験から得た広い視野と切実な関心を持つ者を適性試験結果、志望理由書、推薦書、個別面接による

判定で積極的に受け入れようとしている。

- ・ 実務経験者の法科大学院における成績を検証し、当該法科大学院の社会人・他学部優遇制度を支える裏付けを取っている。
- ・ 社会人及び非法学部出身者を募集定員の3割以上確保する目的で第1次試験において社会人・非法学部出身者優先措置の制度を用意している。
- ・ 社会人への配慮として、校舎の立地が交通至便である。
- ・ 社会人への配慮として、試験日日程を複数設け、土日祝日にも実施している。
- ・ 理科系学部出身者も入学できるよう、大学の理科系学部で年2回の説明会を実施したほか、第一次選考過程の提出書類の審査において各種の理科系資格を評価している。

第3分野

3-1-1 教員体制〈専任教員の数〉

- ・ 教員の適格性について、法科大学院が資格要件及び手続を定めた細則を決定し、その細則に従って審査委員会が、候補者が担当科目を教えるにふさわしい教育能力があるかどうかについて研究業績、実務実績及び教育業績等から多角的に審査し、その審査結果の報告を受けて教授会が最終判断する。

3-1-2 教員体制〈専任教員の必要数〉

(特になし)

3-1-3 教員体制〈実務家教員の割合〉

- ・ 実務家教員の安定的確保のため、人事計画策定について人事委員会で検討する。

3-1-4 教員体制〈教授の比率〉

(特になし)

3-1-5 教員体制〈教員の年齢構成〉

- ・ 要件事実研究所に実務家である研究員を置き、その研究実績を元に実務家教員への採用の途を開くこと等、教員養成に努力している。
- ・ 人事に当たり、教員の年齢バランスに配慮する。

3-1-6 教員体制〈教員のジェンダー構成〉

- ・ 専任における女性比率は10%未満であるが、専任教員以外では女性が10名おり、今後の男女比率の改善を期待できる。
- ・ 教員募集時に女性教員採用のために一定の配慮をし、ジェンダー構成を意識した採用活動を表明する。
- ・ チューターに意識的に女性の採用を心がけるとともに、専任の女性教員をセクシュアル・ハラスメント相談員に任命することによって、女性教員の割合の少なさによって懸念される事態の防止に努める。

3-2-1 教員支援体制〈担当授業時間数〉

- ・ 他大学への出講コマ数の最高コマ数を限定し、教員からの届け出により、出講コマ数の管理を行う。

3-2-2 教員支援体制〈教育支援体制〉

【人的支援体制】

(授業の補助等)

- ・ 教材・レジュメ作成補助を行う補助教員を置く。
- ・ 少人数の自主的学習会を行うチューターを置く。
- ・ 雑事務の補助のため研究者志望者の大学院生を採用する。
- ・ 学習アドバイザー的な役割を果たす若手弁護士を採用する。
- ・ 教材の補助、授業準備、学生への伝達等を行うT A（法科大学院生、法学研究科院生）を採用し、おおよそ全教員の2名に1名がT Aを利用できるようにする。
- ・ T Aの活動内容について、学生とT A候補者及び専任教員とで協議を行い、内容や方法について方針を検討する。
- ・ 中堅弁護士を補助的な講師として採用し、演習科目の授業に参加して実務的観点から意見を述べたり、授業準備に協力したり、オフィスアワーを設け学生の質問や相談に対応し、また、レポートや中間試験の採点などを分担させる。
- ・ 「教育助手」の役割を担う助手を置き、公法、民事法、刑事法及び法律文書作成の各分野を担当して、全員が各自のオフィスアワーをもち、また、学生の自主ゼミの面倒をみたり、学生が自主的に書いてきたレポートの添削・助言をしている。なお、助手には、研究発表の場が保障され、他大学で非常勤講師として勤務することを認められ、法科大学院の授業に出席して、その教育メソッドを学ぶことで教育研究能力を涵養する機会も与えている。

（事務職員）

- ・ ローライブラリーの専任として事務員を数名置く。
- ・ 事務員が、一般事務だけでなく、学生からの信頼が厚く、学生からの意見反映という点で機能している。
- ・ 事務職員が、教室環境や機器の整備・管理、教材作りの補助（印刷等）、レジュメ等の配信・配布、レポートや答案の回収整理、非常勤講師との連絡、講演会や特別講座の準備と実施のケア等について、積極的できめ細かい支援を行っている。

【施設・設備面での支援体制】

- ・ 書類等のコピー等を行う教材印刷室の設置
- ・ 教材の配布等に活用できる教育研究ネットワークシステムの導入
- ・ 学習支援システムの導入

【その他】

- ・ 学外の識者とともに、基本問題や応用問題、司法研修所で用いられている白表紙のような教材作成を推進するための活動を開始し、当該法科大学院の教員の申請に基づいて、教材作成に対する特別手当が支給される。

3-2-3 教育支援体制（研究支援体制）

【経済的支援体制】

- ・ 研究費、図書費、学会費等諸会費、印刷費が支給される。
- ・ 図書館図書費（個人研究図書費）、個人研究費、研究助成、出版助成、特別研究助成、学会等開催助成等の制度が存在する。

【施設・設備面での体制】

- ・ 各研究室のコンピュータから学内外のデータベースを利用できる。
- ・ データベース等へ自宅からアクセスできる。

- ・ 教員専用の充実した図書資料室を整備している。

【人的支援体制】

- ・ 研究支援担当職員が存在し、教員の研究費の管理、研究助成制度の案内等の事務を担当する。

【その他】

- ・ 在外研究員制度、国内研修員制度
- ・ 3年間の勤務に対しては6ヶ月、6年間の勤務に対しては1年間の研究休暇制度がある。
- ・ 4年に1回、半年のサバティカルを取得する制度を新設する。
- ・ 専任教員に、在外研究（1年、6ヶ月、3ヶ月）と国内研究（6ヶ月）が認められており、在外研究制度等には複数の期間が設定され、利用しやすくなっている上、実際にも利用する教員が予定されている。
- ・ 研究成果の発表の場が確保されている。
- ・ 各種プロジェクト研究所と連携している。
- ・ 法科大学院独自のローレビューを定期的に刊行する。
- ・ 専任教員が紀要に業績を掲載する。

第4分野

4-1-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

【組織体制】

- ・ FD活動・組織の根拠規程が整備されている。
- ・ 全学的な組織との整合性を踏まえつつ、機動的な分野別（各法系別）FD会議とFD小委員会を中心にFD活動の中核を担う組織体制が整備され、それぞれ適切なメンバーによって構成されている。
- ・ 専任教員全員が参加する「拡大FD委員会」と、複数教員が同一科目を別クラスで担当する場合の科目担当者の打合せ会が組織されている。
- ・ 兼任教員、非常勤教員も含めて拡大FD委員会を開催している。

【活動状況】

- ・ 全体FD会議において、学生による授業評価アンケート結果及びそれを受けての各教員による自己点検報告書に基づく検討と意見交換、ディベート形式やパワーポイントも活用した双方向・多方向授業を実施している教員による授業内容・方法の報告と意見交換、授業参観の在り方に関する意見交換、シラバスの記載内容に関する意見交換、定期試験問題の検討や成績評価指針の設定に関する意見交換等が活発に行われている。
- ・ 授業参観の結果等を全教員で評価検討する授業検討会を実施している。
- ・ 議事録や会議メモが作成、整備されている。
- ・ 教員の出席率が高い。
- ・ FD会議を定例教授会開催の前の時間に設定し、出席率の向上を工夫している。
- ・ 教授会においてFD関係議題の集中審議方式を採用し、全員参加を事実上確保しようとしている。

- ・ F D合宿を行い、専任教員のほぼ全員が参加した。
- ・ 分野別F D会議が頻繁に開催されている。
- ・ F D活動年次報告書が作成され、教員に配布されている。
- ・ 学生アンケートの結果や授業参観の結果について検討し、その成果をホームページで公開するとともに、F Dニューズレターを発行してF D活動の成果を社会に向けて発信している。
- ・ 学生との意見交換会を行っている。
- ・ 年1回、修了生及び在学生数名に対し、1人1時間程度の個別ヒアリングを行い、その結果を教員に配布し、教授会で意見交換している。

【研修会】

- ・ 研究者教員について、法律事務所での実務研修のプログラムが開発されている。
- ・ コンピュータネットワークを利用した教育支援システムの活用法、授業を録画したビデオを見ての意見交換等を行っている。
- ・ 外部研修会等に積極的に教員を派遣している。
- ・ 外部講師を招いた研修会を実施している。
- ・ 毎年2、3回程度、専任教員、兼任教員、非常勤講師が参加する教育内容・教育方法改善のための教員研修懇談会を実施している。

【授業参観】

- ・ 授業参観が義務化されている。
- ・ 参観者の作成した書面により授業担当者に意見が伝達され、授業改善効果が期待できる。
- ・ 授業参観を行った教員は、授業担当教員に直接あるいは間接に電子メールや文書で所感を伝えることとされている。
- ・ 授業参観の結果等を記載したノートを備え置き、教員はいつでも閲覧できるようにしている。
- ・ ほぼ全教員が授業参観に参加して感想を含むコメントを提出し、そのコメントの集約結果が全教員に配布されている。
- ・ 評価の高い授業を多くの教員が一定の日時に参観する方式と、毎学期、他人の授業を最低1つは参観する方式を採用し、授業参観の拡大・充実を図っている。

【その他】

- ・ F D活動等の促進や協議の便を考慮して、担当分野が同じ教員の研究室を隣室にするなどのきめ細かい配慮がなされている。
- ・ F D活動について、学内誌で報告・紹介がなされている。
- ・ 外部からの見学者（日弁連法務研究財団、司法研修所、司法試験委員会、大学評価・学位授与機構、他の法科大学院等）を積極的に受け入れている。

4-1-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

【調査の実施】

- ・ 適切な内容、方法、時期によりアンケートが実施され、学生の匿名性を確保する努力等により高い回収率を維持している。
- ・ アンケートの回収時期は、学生の不安を回避するために、各科目の成績評価後に設

定している。

- ・ 匿名性に配慮する見地から、外部業者にアンケートの集計及び自由記述欄の記載の電子化を委託している。
- ・ 匿名性に配慮する見地から、自由記述欄については別途ワープロ書面での提出を認め、筆跡による個人の特定の懸念を排している。
- ・ 法律基本科目及び実務基礎科目について、学期の中間期にもアンケートを実施し、それに基づく授業改善の効果を学生が直ちに享受できるようにしている。
- ・ 授業評価アンケートとは別に、定期試験についてのアンケートが実施され、問題の適切性、解説の適切性、成績評価の適切性等が学生によって評価されている。

【調査結果の活用】

- ・ 自由記載欄の内容を含め、教員の誹謗中傷に当たらない限り、すべての結果（当該教員のものに限られない）を全教員に配布している。
- ・ アンケート結果を受けて各教員が自己点検報告書を作成し、アンケート結果とともに全体FD会議において報告と意見交換を実施している。
- ・ 調査結果の取りまとめが詳細になされ、調査結果とそれを踏まえた教員の見解・改善策が学生に配布されている。
- ・ 学期の中間期に実施されたアンケート結果について、各教員は授業の際に口頭で自己評価結果を回答することとされている。
- ・ アンケート結果やそれを受けて作成された教員の自己点検・評価の内容が、その時点で在籍している学生のみならず、新入学者も閲覧できるようにしている。
- ・ FD委員会においてアンケート調査の結果を取りまとめ、分析結果を教授会で報告して教員間で情報を共有するとともに、教育支援システムに掲示する方法により学生に開示している。
- ・ 学生の評価を受けて、時間割編成、授業開始時間に関する要望等を積極的に取り入れ、改善を図っている。
- ・ 学生による評価の高い授業の紹介や当該教員による実演が行われるとともに、評価の芳しくなかった授業の分析も行われている。

【授業評価アンケート以外の方法】

- ・ 電子メール
- ・ 意見箱
- ・ オフィスアワー、合同オフィスアワー
- ・ 研究科長との昼食会
- ・ 執行部との対話集会
- ・ 事務室による対応
- ・ 学生委員
- ・ 教員学生懇談会、教員学生連絡協議会
- ・ 個別履修相談
- ・ クラスアワー（教員1名につき学生3、4名を担当するクラス担任制を設け、クラス担任と学生が定期的に懇談する機会）
- ・ 教育支援システム上の掲示板での意見受付

- ・ 修了生及び在学生数名に対する1人1時間程度の個別ヒアリング

第5分野

5-1-1 科目構成〈科目設定・バランス〉

- ・ 学生の履修が各科目群のいずれかに偏ることのないよう必修等の設定を行う。

5-1-2 科目構成〈科目の体系性・適切性〉

【体系性】

- ・ 法律基本科目において、1年次基本、2年次発展、3年次応用という基本認識で授業科目を設定している。
- ・ 基本的な知識を定着させる基礎、発展させる演習、さらに横断的な知識の統合を目指す総合科目といった段階的な学習を計画する。
- ・ 学生がどの程度の実力を付けるべきなのかが明確に意識することができるよう法律基本科目群を1年次、2年次、3年次に配当し、それぞれ科目内容及び科目の到達目標を、基礎、応用、発展と明確にしている。
- ・ 法理論教育である法律基本科目と、実務教育である法律実務基礎科目に関して、3年間をフルに活用して、基礎から総合へと教育を行う姿勢でカリキュラムを作成し、1年次では、基本科目で得たあるいは得る知識や思考方法を、基礎的な事例問題を取り扱うことによって、同時的あるいは事後的に定着させることができるように工夫され、2年次においては、1年次で獲得した知識や基礎的な事例処理についての応用科目が、3年次においては、総合的・融合的な事例問題を取り扱う総合演習を必修科目として配置している。
- ・ 法曹にとって必要なスキルを身に付ける科目を設定し、1年次から必修科目とすることによって、すべての学生が法曹にとって不可欠なスキルを身に付けることができるような配慮をしている。
- ・ 展開・先端科目群について、3つのプログラムを置き、それぞれの中に4つのパックを設定して、学生に最低1パックを履修させ、科目選択の体系性が保障されるように工夫をしている。

【適切性】

- ・ 学生の履修希望を調査し、履修希望の多い科目が重ならないように時間割を作成する配慮をし、学生が履修を希望する科目が時間割上重なっている場合には、クラス変更を認める対応をしている。
- ・ 学生が十分な予習・復習を前提として主体的に授業に参加できることを目的とし、1日の必修科目は通常2科目程度となるよう時間割を組んでいる。
- ・ 展開・先端科目群に属していた「家族と法」について、法律基本科目として開設されている「家族法」の講義内容と同様であったことを考慮して、民法に移動しカリキュラム変更する。
- ・ 選択科目である基礎法・隣接科目及び展開・先端科目はすべて2年次から履修できるようにしている。
- ・ 養成しようとする法曹像との関係で、エクスターンシップやリーガル・クリニックなど適切な取り組みをしている。

- ・ 法曹像との関係において、規模に比較して数多くの展開・先端科目を開設し、展開・先端科目を3つの分野に分けて、特色を出すための努力をしている。
- ・ 養成しようとする法曹像と授業科目をよく適合させ、かつ、履修上の工夫をしている。

【その他】

- ・ 過去の経験や学生の意見を取り入れるなどカリキュラム改善への努力をしている。

5-1-3 科目構成〈法曹倫理の開設〉

- ・ 実務家教員及び法哲学担当の研究者教員が、教場で共同して授業を展開している。
- ・ 裁判官経験者、検察官経験者をゲストスピーカーとして呼び、多様な視点から問題にアプローチしている。
- ・ 具体的事例を取り上げ学生に考えさせ、事例に基づいた検討を双方向の授業形式で実施している。
- ・ 具体的事例を素材に、学生に予習、レポートの提出を課し、双方向・多方向の授業を行っている。
- ・ 少人数教育を志向している。
- ・ 法曹三者による合同授業を実施している。
- ・ 法曹倫理に関する理念、制度などの総論部分は講義スタイルによって、弁護人の守秘義務、利益相反、金銭関係の問題、裁判官・検察官の実務上考えるべき倫理問題等実際的な問題については、具体的事例を示したディスカッションにより行う。

(他科目における配慮)

- ・ 臨床法学教育において法曹倫理の問題を適宜取り上げる。
- ・ 他科目において「法曹倫理」が配慮されている。

5-2-1 履修〈履修選択指導等〉

【履修指導】

- ・ 入学予定者・新生及び在学生に対し、各種説明会において、履修上の注意事項の説明を行っているほか、担任教員による個別的な履修選択指導を実施する。
- ・ 在学生に対して、「学修ガイド」を毎年3月上旬に配布し、同月下旬に履修登録説明会を実施し、各科目担当者からの申し出に基づき、科目間の関連、当該科目を履修するための前提となる知識・能力等、履修上の注意事項についての説明を行う。
- ・ 定期試験の成績発表後、すべての学生が担任教員による修学指導を受け、その際、履修選択指導を併せて実施する。
- ・ 展開・先端科目の科目群について半期ごとのガイダンスを実施する。
- ・ 学生便覧に詳細な記述をし、担任教員と学生との面談で情報の提供を行う。
- ・ 各年度の開始時期に履修ガイダンスを行い、全体指導と個別相談会を実施する。
- ・ 事務室窓口で相談を受ける。
- ・ 履修登録を行う際、担当教授による履修計画指導を実施する。
- ・ 学期末に科目を担当する複数の教員から指摘があった学生や奨学金を受給している学生で成績不振に陥っている学生に対して、個別の履修指導を実施する。
- ・ 専任教員2人が1組となり、年間3回、学生1人当たり1回につき30分～40分の時間を費やして面接・懇談を行い、履修相談や学習の仕方などの相談に応ずる。

- ・ 基礎法学・隣接科目と展開・先端科目の履修に先立ち、担当教員に学生たちが直接個別の相談ができるよう、各科目教員のメールアドレスを伝達する。
- ・ 履修登録前、授業のデモンストレーションを実施する。
- ・ 1クラスに研究者教員と実務家教員各1名のクラスアドバイザーを置き、相談に応じてアドバイスをを行う。

【その他】

- ・ 入学準備プログラム
 - ・ 必修科目は自動登録として、学生の登録ミス回避する。
 - ・ 養成しようとする法曹像との関係で、展開・先端科目を3つの分野に分けて科目を開設し法曹像に立脚した科目選択に役立てる。
 - ・ 履修希望調査を実施し、希望の多い科目については、クラス増設やクラス定員の増員等の手段を講じ、できるだけ希望学生が履修できるように配慮している。
 - ・ 当該分野の講義科目の単位をすべて修得していないと演習科目を履修できない「履修前提制」や、専門性の涵養のため、先端・展開科目を3つのプログラムパックに分け、学生にいずれかのプログラムパックを履修させる「プログラムパック制」を採用し、カリキュラムや履修選択のルールの中で、学生が科目を適切に選択し履修できるよう工夫している。
 - ・ 学期最初の週に登録変更を可能とする「仮登録期間」を設け、微調整を可能にする。
- 5-2-2 履修〈履修登録の上限〉
(特になし)

第6分野

6-1-1 授業〈授業計画・準備〉

【授業計画】

(シラバスの項目)

- ・ 「授業の目的」「達成目標」「授業計画と予習事項」「評価方法と予習上の留意点、自習事項」「成績評価方法と評価基準」「テキスト・独自教材」「参考書」
- ・ 「学修目標」「講義概要」「授業計画」「授業に向けての準備・アドバイス」「教科書」「参考書」「成績評価基準」
- ・ 「授業概要」「授業計画・内容」「到達目標」「評価・試験方法」「教科書」「参考書」「履修上のアドバイス」

(その他の方法)

- ・ シラバスに記載するとともに、担当教員によって適宜発行される授業通信や授業時に配布されるレジュメ中の記載等により、より具体的な授業計画や予習指示を示す。
- ・ シラバスの紙媒体での配布を廃止し、一律に教育システムによって学生に配信する。

【教材・参考図書】

- ・ 十分に検討されたレジュメ、教材を用意する。
- ・ 法律基本科目については、専門分野の教員間で協議のうえ教材を選択し、実務基礎科目については、独自教材を適宜作成している。

【教育支援システム】

- ・ 多くの教員が学修支援システムを利用し、レジュメ、資料のアップ、一部では課題の閲覧・提出にも利用している。
- ・ 詳細な授業計画を事前に教育支援システムにアップし、また、同システムによって、教材の配布、予習のための案内等が、一定の時間的余裕をもって行われる。

【予習教材の配布等】

- ・ 各教員が創意工夫したレジュメや資料を事前配布する。
- ・ レジュメの中に設問が用意され、予習と授業を結びつける努力をする。
- ・ 授業時間前にレジュメや「次回の予告内容」(さらに必要に応じて判例等の資料など)を配布して、学生が効果的な予習ができるようにする。

【その他】

- ・ 同一科目で複数クラスを設置し、担当者を異にしている場合には、前日に講義時間と同程度の時間をかけ担当者間の協議を行うなど、同系列の科目内で、授業担当者間において授業内容の調整、連絡を十分に行う。
- ・ 補助講師との共同授業など、複数教員が共同で行う授業において、担当者間の事前協議が十分に行われ、講義の際の学生への質問などを練る。
- ・ 複数教員で担当する科目については共通の教材を使用することにより、相互の関連を明らかにするようにし、担当教員が毎週集まり、講義内容・方法を検討して、講義全体の整合性を保つべく努力する。
- ・ 教員が入手した実際の事件記録や、法律相談の記録、授業の担当者が独自に開発した教材等を、教員間共通の資料として集中管理し、各授業で教材化して活用できるよう準備する。
- ・ 学生全員にノート型パソコンを無償貸与し、シラバス印刷後の変更や予習（起案）課題の伝達が、教育支援システムやEメール等により一斉連絡が必要に応じてなされる。
- ・ 予習の過大な負担感を抑制するための措置として、予習や課題作成の負担について、学生の意見をアンケート調査し、それを参酌しつつ、教員が期待する予習時間をシラバス上で学生に告知する。

6-1-2 授業〈授業の実施〉

【具体的な予習指示】

- ・ レジュメにその回の授業の重要ポイント、予習すべき事項や、質問を置いて効果的な予習を行えるように配慮する。
- ・ レジュメは前の回の授業の際に配布されるか、遅くとも1週間前に資料配付棚に配置する。
- ・ シラバスによる教科書・参考書の予習すべき範囲の指示、一部が空欄となったレジュメを事前配布して学生に予習過程で空欄部を埋めさせるという工夫、予習資料としての判例・文献等の教材の事前配布、予習の一形態として事前配布の問題について六法のみ参照可能の条件の下でレポートを時間内に作成させる方法等、多くの授業で、具体的に予習の指示、予習を担保する試みをしている。

【授業の仕方】

- ・ 1年次から学生にレジュメの基本的質問事項などを応えさせるなどの工夫により双

方向・多方向授業を実施する。

- ・ 1年次に要件事実を意識した事案分析を行う演習科目を設置し、双方向的・多方向的授業を実施する。
- ・ 演習科目を、学生数20名から25名と比較的少人数で実施し、原則として研究者教員と実務家教員の2名で授業を担当して双方向・多方向の議論を展開する。
- ・ 法律基本科目で、説例や課題を用いて学生と質疑のやりとりをする授業を実施する。
- ・ 法律基本科目以外の科目で、説例や課題を使用し、学生への質問を織り交ぜた双方向授業を実施する。
- ・ 裁判事例を扱うなどケースメソッドの方法を取り入れた授業を実施する。
- ・ 双方向授業の活性化のため、写真入り学生名簿の用意や座席表の備置、出席確認をする。
- ・ 授業冒頭に小テストを実施した上で解説する。
- ・ 授業中に学生同士で立論を検討する時間を与えて議論する。
- ・ 授業の冒頭に、その日の授業の到達目標を明示する。
- ・ 刑事系科目等を中心として複数教員制を採用し、研究者教員と実務家教員がそれぞれの長所を発揮して協力する。
- ・ 研究者教員2名が交代で授業を担当し、複数の教員による多様な考え方を習得させる。
- ・ 講義が主体とならざるを得ない科目においては事前の質問設定に対する回答を求めたり、各学生にマイクを回すなどの工夫をし、演習科目においては、報告者を指定したり、報告者以外の出席者へ直接質問したりする。
- ・ 授業冒頭に小テストを行い、これを素材に授業を進める、学生2人1組で立論を検討させて発表させるなどの学生を主体的に授業に参加させるための工夫、授業冒頭配布するプリントの中で、その日の授業の到達目標と短期的な授業計画を具体的に示す工夫、条文を手がかりに双方向形式の中で学生に要件事実を考えさせ、そのことを通じて民法の理解を深めさせる工夫など、幾つかの授業で様々な意欲的、特徴的な工夫をしている。

【授業後のフォロー】

- ・ 小テスト、レポートなどにより理解度を確認する。
- ・ オフィスアワー。
- ・ 授業時間終了後の質問待機時間の設定。
- ・ 若手弁護士に委嘱している学習アドバイザー制度。
- ・ 電子メールによる質疑応答、E-LEARNINGシステムの利用。
- ・ レポートを提出させ、添削し、個々人へのコメントを付して返却する。
- ・ 中間試験、期末試験を添削して返却する。
- ・ 授業後に質問リストを個々の学生から回収し、それに対して回答する。
- ・ 中間テストやレポートの提出を随時実施し、期末試験の講評講義と答案返却を行う。
- ・ 学生が日常的に気軽に研究室に赴いて教員に質問できる環境を確保する。
- ・ 定期試験後に、教員が研究室等に待機して学生と面談する機会を制度的に設定する。

【その他】

- ・ ほぼ全科目について、前期後期授業が開始される1週間程度前に「導入授業」を実施し、各授業の目的、内容、教科書、参考文献などについて説明する。
- ・ 文書作成能力を養成するため、レポートを課し、提出後、全体の傾向を整理し、理解の不十分な点に関する解説を配布し説明したり、レポートにコメントを付して返却する。
- ・ レポートについて、学生の負担を考慮し、レポート課題に関する日程表を掲げ、各教員が相互に自主的に調整できるようにする。
- ・ 学生の理解度の確認のため、「出席表に、授業についての質問・意見等」を書かせ、小テスト、各回10分程度の択一試験、内容の区切りでのチェックテストを実施し、中間試験も実施する。
- ・ 談話スペースにホワイトボードを配置し、教員が学生の質問への個別指導や、学生同士での議論に利用できるようにしている。
- ・ 1年生を対象に若手弁護士のチュータによる補習を実施する。担当教員と連絡を取りながら実施し、添削も行うため、法律文書の作成能力向上にも寄与している。
- ・ 未修者である入学予定者の中の希望者を対象として、法科大学院で学ぶ意義、目指すべき法曹像を講ずるとともに、憲法・民法・刑法につき、課題の提出、入学前講座の提供等を内容とする入学準備プログラムを設定する。
- ・ いわゆる法学未修者の入学予定者を対象に、民法及び刑法の「事前授業」を10月から12月にかけて土曜日に1回2時間、計8回実施する。
- ・ 法学未修者である1年次生の民法の授業において、4回ほど、要件事実の導入教育を実施する。
- ・ クラスの規模を、双方向授業が効果的になされ得る人数に編成する。

6-2-1 理論と実務の架橋〈理論と実務の架橋〉

【法律基本科目での展開】

- ・ 重要判例の分析等具体的事例の分析と検討により、実務を意識した授業を展開する。
- ・ 要件事実論を紛争解決の実際に沿って実践性を意識して行う。

【法律実務基礎科目での展開】

- ・ 弁護士登録した研究者教員も担当者となり実務家教員との問題意識の共有をめざし、活発な交流を行う。
- ・ 民事系の科目では、訴状等の訴訟書類の作成、主張の整理、証人尋問の体験及び模擬裁判などの実践的な教育を実施する。刑事系では、法務省あるいは司法研修所が実際の事件に基づいて作成した記録教材を用い、学生が法曹三者の立場から問題分析をして解決を図るという演習を行う。公法分野では、憲法・行政法の融合問題など、具体的な判例・事例を題材にして、実体法及び手続法的な問題点を総合的に学ぶ。
- ・ 実務家教員と研究者教員とが共同で作成した実務的な問題を学生に検討、解決策を起案させ、その講評をする中で、各自の解決策の適否について考えさせ、また、他人の解決策について批判させたりする授業を展開する。

【その他】

- ・ 民事、家事、刑事、労働、ジェンダー、憲法、知財、外国人の8専門分野のリーガル・クリニックを開設し、すべてのリーガル・クリニックで、研究者教員と実務家教

員が共同担当する。

- ・ 研究者教員が積極的に臨床科目へ参加する。
- ・ 法廷教室を利用した模擬裁判的な授業を実施する。
- ・ 検察官出身及び裁判官出身の教授が補助教員の弁護士とともに、刑事訴訟法の基本的条文の理解を意識した活発な模擬裁判を実施する。
- ・ 研究者教員による授業で実務例を題材としたり、ロールプレー、シミュレーションなどの方法を活用するなどの工夫をしている。
- ・ 1年次の授業科目において、事例を題材とする当事者の立場にたった実務的な視点を意識させる授業を実施する。
- ・ 研究者教員と実務家教員の「理論と実務の架橋」についての問題意識を共有化し、教育内容及び教育方法について共同して改善に取り組む。
- ・ 研究者と実務家の共同授業を、実務家教員のコマと研究者教員のコマを「縦割り」にするのではなく、常時両者が出席する方式で行う。
- ・ 要件事実教育に大きな比重を置き、記録検討及び訴訟書類などの起案の機会を積極的に設ける。
- ・ 要件事実及び事実認定教育として、1年次配当の「民法」では判例を中心に民法の基本原則が理解できるような講義を行い、さらに、要件事実と民法との関係に関する導入教育を数回行う。
- ・ 刑事系科目において、基礎知識と基本的な理論を具体的な事実関係に応用適用する能力を高めるとともに、実務的な事実評価の視点を教示する。これらの科目では実務家教員が担当する演習のコーディネートを研究者教員が行い、理論を意識した実務教育を実践する。
- ・ 教育方法等に関するシンポジウム等に進んで教員を参加させ、その内容をFD研究会で報告し、協議する。

6-2-2 理論と実務の架橋〈臨床教育〉

【臨床科目】

- ・ エクスターンシップ
- ・ プレリーガル・クリニック
- ・ リーガル・クリニック（初級）、リーガル・クリニック（上級）
- ・ ローヤリング
- ・ 模擬裁判
- ・ 法律実務基礎科目内でシミュレーション手法を用いた授業
- ・ 法文書作成

【工夫】

(エクスターンシップ)

- ・ 学生に詳細な報告書を作成させる。
- ・ 養成しようとする法曹像ごとに実務研修を実施する。
- ・ 充実した派遣先を確保する。
- ・ 学生の関与方針を定めた詳細な「ガイドラインと実例」を交付する。
- ・ 受講生が教員及び下級生を対象にした報告会を実施する。

- ・ エクスターンシップ・ガイドラインを定める。

(リーガル・クリニック)

- ・ 校舎内に法律相談所を設置し、弁護士が無料法律相談を実施して、学生がその見学をし、相談者の了解を得て、学生に発問の機会を付与している。
- ・ 公設事務所において、実際の法律相談に同席できる機会を付与している。
- ・ 研究者教員と実務家教員が共同・連携して少人数の学生の指導にあたり、実際に事件処理を体験させる。
- ・ 公設事務所に委託して提供し、学習内容も現実の受任事件について指導弁護士による監督の下、依頼者へのヒアリング立会い、訴訟書面の起案等を実施する。
- ・ 公設事務所において、月に一度、研究者教員を含め、指導担当弁護士、受講生との間で、クリニック事案を含めた合同研究会を実施する。

(模擬裁判)

- ・ 民事か刑事が選択科目とされているものの、履修指導により、必修科目に準ずるものとしてほぼすべての学生が受講する。
- ・ 民事実務演習及び刑事実務演習という必修科目の中で民事・刑事の模擬裁判を実施し、全員の学生が民事・刑事双方の模擬裁判を受講する。

(守秘義務等)

- ・ 守秘義務等の重要事項についての説明会の開催や誓約書を提出させ、「法科大学院損害賠償責任保険」へ加入をしている。
- ・ 臨床科目の履修に際して、事前にマナー講座、守秘義務講座を受講することとし、それらに無断で欠席した学生は受講を認めない扱いとする。
- ・ 守秘義務に関して誓約書の提出を義務付け、違反者には退学処分も辞さない旨を明記する。

第7分野

7-1-1 法曹に必要な資質・能力の養成〈法曹養成教育〉

【法曹に必要な資質・能力の検討・設定】

- ・ マインドとスキルについて教員間で議論を重ね、共通理解が形成されており、組織的な検討がされている。
- ・ 法曹に一般的に求められる資質・能力である「二つのマインド・七つのスキル」に加え、当該法科大学院が独自に資質・能力を追加している。
- ・ 法曹に必要な資質・能力の養成のために、より効果的な授業のあり方を検討し工夫している。
- ・ 法曹に求められる資質と能力について、独自に分析・整理している。

【カリキュラムへの横断的展開】

- ・ 優れた法律家の具体的な業績等を素材とし、あるべき法曹像を具体的に学び考えさせることを目的とした科目、人権のために活動している人たちがオムニバス形式で授業を担当する科目を必修としている。
- ・ 学びの初期段階で、法情報検索、法文書作成の基本を修得させるために、1年次に実務法学入門、法情報調査を設けており、学生のほぼ全員が履修している。
- ・ 法曹の役割と責任を自覚させるためのカリキュラムとして、たとえば実務基礎科目

として必修・選択必修合わせて12単位の修得を求めている。

- ・ カリキュラムの中に法曹倫理、民事裁判演習、刑事裁判演習、ローヤリング、エクスターンシップ、リーガル・クリニックの科目を設けることとし、実際に実施している。
- ・ 説得交渉の能力について、入学者選抜のみならず、カリキュラムの中「リーガル・アンド・ネゴシエーション」等で養成を図っている。
- ・ 専門的な法知識、批判的・創造的な思考力、法的な分析能力、先端的法分野や外国法に対する知見、法曹としての責任感・倫理観を法科大学院の教育課程での基本的な養成目標として、各年次毎の段階的発展に即して基本的なものから高度に専門的なものまで多数かつ多様な履修科目を開設している。
- ・ 第1年次において、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を、第2年次において、法曹としての責任感・倫理観を涵養するとともに各基本法分野におけるより高度の専門知識の習得、ここの法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルの育成を、第3年次において、幅広い分野の先端的展開的科目及び実務基礎科目等と臨床法学教育を展開することにより法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化を図ることを、それぞれ主要な教育目標としている。
- ・ 臨床系科目が非常に充実して実施されている。例えば、ローヤリング、エクスターン、リーガル・クリニックを選択必修にしている。
- ・ 学生全員が臨床教育又は模擬裁判のいずれか又は双方を体験するように構成されている。
- ・ 実務基礎科目とりわけ臨床系科目への強い誘導策が講じられ、学生の参加度も高い。
- ・ 試験準備といったことにとらわれることなく、真に法曹に要請される資質と能力の涵養を第一義に、「ゆったりと法曹を育む」という理念を重視している。

【授業での展開】

- ・ 基礎法学的視点から実定法と判例を批判的・創造的に検討させようとしている。
- ・ レポート・起案の機会を多くして、文書作成能力・表現能力・説得能力の育成を図っている。
- ・ 文章表現能力として、レポート等の添削や定期試験の活用等が行われている。
- ・ 法律基本科目を含めた全科目において、1年次からこれらの能力を獲得させるための意識的な努力をしている教員が多い。多くの教員にここの授業の中でマインドとスキルを養成しようとしている姿勢がある。
- ・ 実務家の専任教員が理論的な深みをもって法律基本科目を担当している。理論と実務の架橋を目指す教育の実現の上で成果をあげている。

【カリキュラム外での展開】

- ・ 法曹像に適合している法科大学院独自の資質・能力を涵養するために、講演会、課外活動として6回に及ぶ連続講演会を開催しており、多くの学生が参加している。

第8分野

8-1-1 施設・設備 (1) 〈施設・設備の確保・整備〉

【教室・演習室】

- ・ 法科大学院での教育及び学習に必要な構造物やスペースは確保されており、その数も学生の定員数と比較して十分な数が確保され、マイク機器、ディスプレイ、プロジェクタ、スクリーン、無線LAN等音響機器、映写機器、通信設備が適切に用意されている。
- ・ 学生の席にはPC電源とLANケーブル差込口が配置されている。
- ・ 六法・資料を机上に広げて受講できるよう、1人おきに着席する程度の余裕のある座席数の教室・演習室を確保している。
- ・ 双方向・多方向授業を実施しやすいよう、扇型に座席を配列している。
- ・ テレビ会議システムが設けられ、遠隔授業が可能となっている。
- ・ 裁判員制度に対応した法廷教室が用意されている。
- ・ 法廷教室に録画・再生装置が設置されている。

【自習室】

- ・ 学生1人に固定の1個席が与えられている。
- ・ PC電源とインターネット端子が設置されている。
- ・ コピー機、スキャナ、大型パンチ、LANで接続されているプリンタ、大型パンチ、裁断機等が設置されている。
- ・ 学生1人に1本の本棚が設置されている。
- ・ 定期試験の1週間前から最終日の前日まで及び司法試験の1か月前から最終日の前日までは利用時間を延長している。
- ・ 年中無休で24時間利用できる。
- ・ カード式入退室管理システム、ドームカメラ、非常ボタン、夜間数回の警備員の巡回によりセキュリティを確保している。

【議論スペース】

- ・ 学生同士が自主ゼミ等で議論するスペースが相当程度確保されている。
- ・ 自主ゼミ室について、前週に受け付けられた予約状況を書きこんだ予定表が週の初めに扉に貼り出され、予約のっていない時間帯については、利用希望者が予定表に書き込んだ上で即時に利用することができる仕組みを作っている。

【コピー機等】

- ・ コピーカードを学生に配布して、一定枚数までは無料でコピーできるようにし、その分の紙代・トナー等は法科大学院が負担している。
- ・ プリンタの利用は無料で、紙代・トナー等は法科大学院が負担している。

【その他】

- ・ 学生に対し、全教員・チューターの電子メールアドレス等の情報を入れ、無線LANの設定もした状態のノートパソコンを1人1台貸与している。
- ・ 学生1人に1個の鍵付きロッカーが設置されている。
- ・ 女子学生用にパウダールームが設置されている。
- ・ 修了生用の施設・設備が用意されている。
- ・ 教員の研究室が学生の自習室のあるフロアと教室・演習室のあるフロアとの間に位置するフロアに配されることによって、学生が研究室に立ち寄りやすいようにし、教

員と学生の間でコミュニケーションがとりやすい環境となっている。

【改善】

- ・ 学生の要望に応じて、図書室の照明・空調、教室・自習室の空調、プリンタの設置台数、応接セットの設置、製氷機の設置、湯沸し場等の設備面の整備、昼食室の割当て、予約昼食サービスなど学生生活への便宜を配慮し改善を行っている。

8-1-2 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

- ・ 法科大学院専用図書室があり、教員・学生の選定・要望により図書を購入・配架するようになっている。
- ・ 図書購入に関して学生用の図書予算が生まれ、学生が自治組織を通じて希望図書をほぼ自由に購入できる体制となっている。
- ・ 展開・先端科目を含む幅広い分野において、必要な書籍がほぼまんべんなく所蔵されている。
- ・ 法律基本科目を中心に、学生がよく利用すると思われる書籍は複数冊（ときには5冊以上）所蔵されており、他の学生が借り出して利用できないという事態が生じないよう配慮されている。
- ・ 雑誌類の種類が非常に多く、バックナンバーもそろっている。
- ・ 法科大学院専用図書室において、既存の図書や雑誌の情報にとどまらない法情報の提供として、新聞記事の切抜を掲示したりして、学生の問題関心を掘り起こしている。
- ・ 法科大学院図書室のホームページが作成・運用されている。
- ・ 法科大学院専任のローライブラリアンが配置され、ローライブラリアンによる「リール・リサーチ」が必修科目として開設されている。
- ・ 法律関連DVDを検索できるパソコンを法科大学院専用図書室に設置している。
- ・ 自宅からでもデータベース、教育支援システムにアクセスできる。
- ・ 法務資料室が年中無休で24時間利用できる。
- ・ 定期試験の1週間前から最終日の前日まで及び司法試験の1か月前から最終日の前日までは利用時間を延長している。
- ・ 他大学の図書館・図書室との連携システムが用意されている。
- ・ アクセス可能なデータベース等の内容として以下のものが用意されている。

最高裁判所民事判例集

最高裁判所刑事判例集

高等裁判所民事判例集

高等裁判所刑事判例集

大審院民事判決録

大審院刑事判決録

「最高裁判所判例解説」

「判例タイムズ」

「ジュリスト」

「旬刊商事法務」

「資料版商事法務」

「NBL」

「旬刊金融法務事情」
「金融・商事判例」
「労働判例」
「判例百選」
「重要判例解説」
「季刊刑事弁護・無罪判例要旨」
「法律時報」
「学界回顧」
「判例回顧と展望」
「私法判例リマークス」
「法律時報文献月報検索サービス」
「法律判例文献情報 Web版」
「法学セミナーベストセレクション」
「主要民事判例解説」
「判例六法」
「小六法」
「法律学小辞典」
「六法全書電子復刻版」
「現行法規」
「法令データ提供システム」
「判例体系」
「法律判例文献情報」
「法学紀要データベース」
「速報重要判例データベース」
「官報」
「税務・会計法規（総合版）」
「新聞記事検索サービス」
「明治・大正・昭和の読売新聞」
「特許・文献統合データベース（JSTPatM）」
「日外 MagazinePlus」
「日経 BP 記事検索サービス」
「日経テレコン 21」
「聞蔵Ⅱ（朝日新聞 DNA）」
「eol DB タワーサービス（有価証券報告書）」
「Factiva.com」
「GeNii（ジーニィ 学術コンテンツ・ポータル）」
「Japan Knowledge」
「LEX/DB インターネット」
「NACSIS WebCAT」
「Lexis.com」

「LexisNexis Environmental」
「LexisNexis JurisClasseur」
「Westlaw International」
「Hein-On-Line」
「Congressional Universe」
「beck-online」
「Jurist Online」
「World Trade Law.com」
「Gale Virtual Reference Library」
「Hoover's」
「Juris」
「Keesing's Record of World Events」
「Library and Information Science Abstracts (LISA)」
「Marquis Who's Who on the Web」
「Oxford Journals Archive Collections」
「ProQuest ARL & ABI/Inform」
「Science Direct」
「Social Services Abstracts」
「Sociological Abstracts」
「SourceOECD Books and Periodicals」
「SwetsWise」
「THE TIMES Digital Archive」
「Westlaw Online」
「WorldCat (the OCLC Online Union Catalog)」
「中国法オンライン」
「中国学術雑誌データベース」
「中国重要新聞データベース」

8-2-1 学生支援体制（1）〈学習支援体制〉

【経済的支援】

- ・ 法科大学院独自の奨学金を相当額提供し、多くの学生が利用している。
- ・ 2年制コースについて、「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」の指定を受けている。
- ・ 金融機関との提携による法科大学院生専用のローンがある。
- ・ 保証会社の保証引受を前提とした金融機関提携ローンを設けるとともに、保証会社の保証引受が得られなかった場合には、日本学生支援機構奨学金の利用を前提として当該法科大学院が保証人となる提携学資ローンが用意されている。
- ・ 電子シラバス・判例データベース等の利用に必要なソフトウェアをインストールし、各種設定を済ませた推奨機種を市販の同等ノートパソコンより廉価で提供するとともに一定額を大学が負担するパソコン購入補助制度を設けている。
- ・ 学生教育研究災害傷害保険、法科大学院生教育研究賠償責任保険等の保険料を法科

大学院が負担している。

- ・ 大学医学部附属病院を無償で利用できる。
- ・ 災害に対して見舞金を支給する制度を設けている。
- ・ 緊急と認められた場合に当座の資金を学生に貸し付ける制度が用意されている。

【身体障がい者支援】

- ・ 法科大学院棟全体についてバリアフリー化し、教室に車椅子で受講可能なスペース・専用机を設け、非常用ブザー付きの身体障がい者用トイレや身体障がい者用駐車スペースも設置している。
- ・ 全学に「障がい学生支援室」が設置されている。
- ・ 法科大学院専用棟建築の際、シックハウス症候群を持つ者への対応を図った。
- ・ 点字による入学試験等も可能とするための準備を整えている。

【ハラスメント他相談】

- ・ セクシュアル・ハラスメントを含む各種相談について、本学の相談窓口を利用できるようになっている。
- ・ 相談員と直通電話で相談できるようになっている。
- ・ インターネットを利用して相談することができるようになっている。
- ・ 教職員及び教務主任のいずれにも相談することができ、必要な場合には大学のハラスメント防止委員会の相談窓口を利用することができる。
- ・ 法科大学院の教員1名を相談窓口として用意している。
- ・ 全学でセクシュアル・ハラスメント防止規程、防止ガイドラインが制定され、学内で啓蒙活動が積極的に進められている。

【育児両立支援】

- ・ 大学が学内に開設している保育所、託児所を割引料金で利用できる。
- ・ 母乳保存のための専用冷凍庫を設置している。
- ・ 育児、出産、家族の介護のために休学又は復学を前提とする退学を認める制度を用意している。

【その他】

- ・ 法科大学院生専用の学生寮が提供され、無線LANが設置されている。

8-2-2 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

【教員によるアドバイス】

- ・ オフィスアワーが授業スケジュールと抵触しないように設定され、その時間帯や教員との連絡方法が自習室の掲示板に明記されている。
- ・ 専任教員の在室状況を示すホワイトボードを法科大学院棟1階に設置し、学生がアドバイスを受けやすいようにしている。
- ・ 茶話会・懇親会や判例研究等を行う拡大オフィスアワー制度を設けている。
- ・ 教員1名につき学生3、4名を担当するクラス担任制を設け、クラス担任と学生が定期的に懇談する機会としてクラスアワーを設けている。
- ・ 学年ごとに学籍番号順に一定数のグループに分け、グループごとに専任教員1名を担当として配し、学生からの相談に対応している。
- ・ 授業終了後の50分間を質問待機時間として設定している。

- ・ 学期ごとに、最終授業が終了した後、定期試験前に、4日間のインターバルを設け、その間に、当該学期において授業を担当した教員が日時を特定して2時間自己の研究室に待機し、学生からの質問等に対応し指導することが義務付けることによって、学生が授業で学んだことをさらに自分のものにできるように、また、疑問点を担当教員に質問することができるようにしている。
- ・ 各年度終了時に、新2年生及び新3年生全員に対し、1人約10分程度、個別面談を行い、履修方法・学習方法に関する指導を行っている。
- ・ 年に2、3回、1人30分程度の個人面談を全学生について実施し、学習方法のアドバイスや相談に応じている。
- ・ 毎学期末に成績不良者に対して個人面談を実施するとともに、成績不良科目の担当教員の所見を集約した面談用科目別個人カルテを作成し、個人面談の際に利用している。
- ・ 個々の学生の学習・生活状況を詳細にとりまとめた学生カルテを作成し、これを基本情報としながら学習・進路選択の相談・アドバイスの強化を図ることとしている。
- ・ 学生及び修了生に対し、インターネットを利用して、法曹・法務関係の求人・求職情報をデータベース化するなど、就職支援を行うこととしている。
- ・ 学生からの相談を随時受ける学生委員を専任教員で組織している。
- ・ 学生に対し、全教員・チューターの電子メールアドレス等の情報を入れ、無線LANの設定もした状態のノートパソコンを1人1台貸与している。
- ・ 教員によるアドバイスを受けやすくするために複数の体制を確保している。
- ・ 教員と学生の距離が近く、学生の相談しやすい雰囲気が作られている。

【チューター等】

- ・ 法学研究科博士課程学生及び法科大学院修了生をチューター、ティーチング・アシスタントとしている。
- ・ 若手の法曹が学習アドバイザーとなって、学習方法に関するアドバイスやゼミ形式での指導を行っている。

【その他】

- ・ 入学前のオリエンテーションで、入学予定者に対し、憲法・民法・刑法の担当者からそれぞれの科目の勉強の仕方の説明を行い、さらに個別相談も行っている。
- ・ 在学生が自主的に開催する新入生歓迎行事等の中で、新入生が学習方法等についてアドバイスを受ける機会があり、法科大学院がこれを側面支援している。
- ・ 学生に進路選択についての情報を提供するため、様々な分野で活躍する法律家を招いて講演会と懇親会を開催している。
- ・ 通常の日安箱のほかに、1年生のみが利用できる質問箱を設け、補助教員がこれに対応して回答している。
- ・ 進路支援委員会を設け、法曹への適性を考え直し新たな進路を検討したいと希望する学生の相談に応じることとしている。

8-2-3 学生支援体制（3）〈カウンセリング体制〉

【カウンセリング体制】

- ・ カウンセリングを受けられる場所が本学に設置され、臨床心理士、心理療法士、精

神科の校医等が配置されている。

- ・ 大学のカウンセリングを行うセンターを学生が十分活用できるようにするため、法科大学院側とセンターの専門相談員等が面談し、法科大学院の理念や目的等を詳しく説明し、学生がどのような状況で精神面の問題を抱えることになるかについて理解してもらおうようにしている。
- ・ カウンセラーのスケジュールと調整して、法科大学院生全員が授業等のない曜日・時間の中から、法科大学院生専用の曜日・時間をカウンセラーに確保してもらっている。
- ・ 年2回、心の病やストレス対処法をテーマに「ティーアワー」が開催され、学生が相談しやすい体制作りの努力がなされている。

【学生への周知等】

- ・ 入学時のガイダンスで、法科大学院の特徴と生じがちな問題について、カウンセラーから入学者に話してもらっている。
- ・ リーフレット、ホームページ、ポスター等で周知を図っている。
- ・ 教務主任が大学の学生部によるメンタル問題の学生対応についてのレクチャーを定期的に受け、その結果を踏まえて学生への対応方法につき教職員に働きかけている。

8-2-4 学生支援体制（4）〈国際性の涵養〉

- ・ 国際社会に法曹が取り組むべき問題や日本社会自体の国際化に伴って生じている問題を取り扱う科目が多数設置され、履修者も相当数存在している。
- ・ 履修モデルの中に国際的なものを用意している。
- ・ 海外のデータベースが整備され、充実している。
- ・ ランチタイムセミナー等で国際的な問題について触れる機会を設けている。
- ・ 海外から当該法科大学院の専任教員や非常勤教員を招聘している。
- ・ 米国のロースクールとの合同授業を行っている。
- ・ 米国、韓国、台湾の教員を招聘しての連続合同講義を行っている。
- ・ 学生を外国へ派遣している（ジュネーブの国際組織、法整備支援のためのベトナム及びラオス等への派遣）。
- ・ 国際的な問題を扱う国内派遣先（経済産業省通商機構部）に派遣している。
- ・ 海外のロースクール、大学との学生交換・留学協定を締結している。
- ・ 海外からの法曹等の訪問をたびたび受けている。
- ・ エクスターンシップにおいて国際法務を設置している。
- ・ 夏季休暇期間中、2週間にわたって、海外のロースクールでの講義や演習に参加したり、議会、裁判所、法律事務所等を見学したりする科目を開設し、受講者には奨学金を給付している。
- ・ 法科大学院において海外の研究者による講演会やシンポジウムを実施している。
- ・ ウィーンで開催されている国際模擬商事仲裁裁判のコンテストに参加する学生に対し、参加費や授業の出席等の点で配慮がなされている。
- ・ 国際海洋法裁判所判事の講演会を開催した。
- ・ 国際宇宙法学会主催の模擬裁判コンテストが法廷教室で行われた。

8-3-1 学生数（1）〈クラス人数〉

(特になし)

8-3-2 学生数(2)〈入学者数〉

(特になし)

8-3-3 学生数(3)〈在籍者数〉

(特になし)

第9分野

9-1-1 成績評価(1)〈厳格な成績評価基準の設定・開示〉

- ・ 成績分布表の公表や事後点検の在り方、定期試験問題の学内開示の要否につき、検討がなされている。
- ・ 不合格・合格の判定を絶対基準とし、多段階評価の場合の割合を定めている。
- ・ 相対評価の徹底、事前の公表、成績評価後の学生への講評による開示、講評の内容を他の教員がチェックするという全体の制度が構築されている。
- ・ 法科大学院として成績評価基準表が作成されて開示されている。
- ・ 各担当教員による成績評価基準(成績評価考慮要素の割合)の決定・事前開示が徹底されている。
- ・ 成績評価基準、成績評価区分、成績評価の考慮要素等については、学則及び履修要項に明記され、オリエンテーション等において学生に対して説明がなされている。
- ・ 成績評価について継続的に見直し、その内容を成績評価要領の掲示などを通じて、積極的に学生に開示しようとしている。

9-1-2 成績評価(2)〈成績評価の厳格な実施〉

- ・ 内容が隣接した科目の教員同士で、定期試験の採点基準の確認を相互に行うこととし、客観性をチェックする仕組みを導入している。
- ・ 研究科委員会の申し合わせに基づいて、定期試験終了後の答案の返却、回答ポイントの説明文書の作成・配布等が行われている。
- ・ あらかじめ規定された成績評価基準に従って成績評価が行われている。
- ・ 採点基準は、試験後に掲示して開示される「講評」という書面に記載され、学生に周知されている。
- ・ 担当教員が共同して問題を作成したり、クラスを横断して設問ごとに各教員が採点を担当するという方法がとられている。
- ・ 同一科目を複数の教員が担当する場合には、試験問題及び採点基準を事前に協議し、加えて、担当者全員が共同で採点を行っている科目もある。
- ・ 各教員の評価結果提出後、教務委員会において成績評価分布状況をチェックの上、すべての学生毎、かつ、すべての科目毎に評価が示された資料が教授会に配布されている。
- ・ 試験番号制度(解答用紙及びレポートに名前や在学番号ではなく、試験前にあらかじめ各学生に付番している試験番号を記載させることにより、採点者が個人を特定できないまま採点を実施する制度)によって、公正な採点を実現しようとしている。
- ・ 成績評価の分布表を教授会で検討し、偏りがある場合にその理由を確認している。

9-1-3 成績評価(3)〈成績評価に対する異議申立手続〉

- ・ 成績の説明として、試験に関する講評が行われており、詳細な解説が付されている。
 - ・ 定期試験について、試験答案のコピーを学生に返却し、かつ採点結果を踏まえて「解説・講評」を実施して、学生に出題の意図、解答のポイント及び採点基準を示している。
 - ・ 自己の成績評価に疑問をもった学生に対応するため、異議申立手続のほかに、成績開示要求の制度を設けている。
 - ・ 異議申立があった場合には、授業担当教員、評価関与教員、教務委員の3名程度で構成する「成績評価審査委員会」を設置し、審査したうえで同委員会が成績評価審査報告書を作成し、教務委員会及び法科大学院委員会でさらに審議し決定した上で学生に報告する。
 - ・ 試験答案の返却・試験問題の出題趣旨等の解説により成績評価についての説明がなされている。
 - ・ 異議申立手続が整っている。
 - ・ 異議申立制度の存在は、履修要項で明記されており、学生にも周知されている。
 - ・ 異議申立手続のほかに、効果的な利用を促す学習指導の制度がある。
- 9-2-1 修了認定（1）〈修了認定基準等の設定・開示〉
- ・ 履修前提条件の設定によって厳格性を担保している。
 - ・ 修了認定基準及び手続が履修要領に専門職大学院学則、学位規則等の必要な文書が記載されており、学生に適切に開示されている。
 - ・ 修了認定基準、進級基準は、所定の単位取得のほかに、GPA値や法律基本科目の半数以上の成績がB以上であるなどの成績要件を加味している。
 - ・ 進級及び修了の認定は、すべての学生のすべての科目毎に評価が示された資料が教授会で配布され、教授会で修了認定基準、進級基準を満たしているか確認をして進級及び修了の認定が行われている。
 - ・ 進級制は採用していないものの、先修制、GPAによる退学警告・勧告制を導入している。
- 9-2-2 修了認定（2）〈修了認定等の適切な実施〉
（特になし）
- 9-2-3 修了認定（3）〈修了認定に対する異議申立手続〉
- ・ 修了認定に対する学生からの異議申立手続が適切に制度化されている。
 - ・ 修了認定に対する異議申立手続が規程として設けられている。
 - ・ 修了認定に対する説明を受ける機会を与える意味で、一定のGPA値以下の学生を呼び出して注意を促す手続がある。

3 おわりに

以上のような各法科大学院の取り組みについて、当財団としては、これらが無批判に奨励したり、これらのみを評価の対象とするものではないが、これらを参考にして、各法科大学院がさらに自己点検・評価や改善に取り組んでいただければ幸いである。

なお、資料として、各分野・基準ごとの評価状況を一覧表にして添付するので、これも一つの材料として参考にしていただきたい。

VI 資料編（各分野・基準ごとの評価結果）

評価基準ごとの評価結果集計表

（2006年度実施2校及び2007年度実施11校の計13校分）

評価基準		多段階評価				合否判定	
		A	B	C	D	適	不適
第1分野	運営と自己改革(分野別評価)	1	11	1	0	-	-
・1-1-1	法曹像の周知	7	6	0	0	-	-
・1-2-1	自己改革	1	6	6	0	-	-
・1-3-1	情報公開	3	9	1	0	-	-
・1-4-1	法科大学院の自主性・独立性	-	-	-	-	13	0
・1-4-2	学生への約束の履行	-	-	-	-	13	0
・1-5-1	特徴の追求	3	5	5	0	-	-
第2分野	入学者選抜(分野別評価)	0	12	1	0	-	-
・2-1-1	入学者選抜基準等の規定・公開	1	11	1	0	-	-
・2-1-2	入学者選抜の実施	-	-	-	-	13	0
・2-2-1	既修者選抜基準等の規定・公開	2	5	6	0	-	-
・2-2-2	既修者選抜の実施	-	-	-	-	13	0
・2-3-1	入学者の多様性の確保	-	-	-	-	13	0
第3分野	教育体制(分野別評価)	0	9	4	0	-	-
・3-1-1	専任教員の数	-	-	-	-	13	0
・3-1-2	専任教員の必要数	-	-	-	-	13	0
・3-1-3	実務家教員の割合	-	-	-	-	13	0
・3-1-4	教授の比率	-	-	-	-	13	0
・3-1-5	教員の年齢構成	11	1	1	0	-	-
・3-1-6	教員のジェンダー構成	1	4	8	0	-	-
・3-2-1	担当授業時間数	1	8	4	0	-	-
・3-2-2	教育支援体制	1	9	3	0	-	-
・3-2-3	研究支援体制	1	12	0	0	-	-
第4分野	FD活動(分野別評価)	0	8	5	0	-	-
・4-1-1	FD活動	0	10	3	0	-	-
・4-1-2	学生評価	0	10	3	0	-	-
第5分野	カリキュラム(分野別評価)	1	5	6	1	-	-
・5-1-1	科目設定・バランス	8	1	3	1	-	-
・5-1-2	科目の体系的・適切性	1	5	6	1	-	-
・5-1-3	法曹倫理の開設	-	-	-	-	13	0
・5-2-1	履修選択指導等	1	10	2	0	-	-
・5-2-2	履修登録の上限	-	-	-	-	12	1
第6分野	授業(分野別評価)	1	8	4	0	-	-
・6-1-1	授業計画・準備	0	8	5	0	-	-
・6-1-2	授業の実施	1	10	2	0	-	-
・6-2-1	理論と実務の架橋	2	5	6	0	-	-
・6-2-2	臨床教育	4	4	5	0	-	-
第7分野	法曹養成(分野別評価)	1	5	7	0	-	-
・7-1-1	法曹養成教育	1	5	7	0	-	-
第8分野	学習環境(分野別評価)	0	13	0	0	-	-
・8-1-1	施設・設備の確保・整備	6	7	0	0	-	-
・8-1-2	図書・情報源の整備	4	8	1	0	-	-
・8-2-1	学習支援体制	4	9	0	0	-	-
・8-2-2	学生へのアドバイス	1	10	2	0	-	-
・8-2-3	カウンセリング体制	3	8	2	0	-	-
・8-2-4	国際性の涵養	1	5	7	0	-	-
・8-3-1	クラス人数	-	-	-	-	13	0
・8-3-2	入学者数	-	-	-	-	13	0
・8-3-3	在籍者数	-	-	-	-	13	0
第9分野	成績評価・修了認定(分野別評価)	0	9	4	0	-	-
・9-1-1	厳格な成績評価基準の設定・開示	1	6	6	0	-	-
・9-1-2	成績評価の厳格な実施	-	-	-	-	13	0
・9-1-3	成績評価に対する異議申立手続	3	9	1	0	-	-
・9-2-1	修了認定基準等の設定・開示	7	5	1	0	-	-
・9-2-2	修了認定等の適切な実施	-	-	-	-	13	0
・9-2-3	修了認定に対する異議申立手続	6	3	4	0	-	-